

(介護予防) 短期入所生活介護
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 恵和福祉会

いちいの園 (介護予防) 短期入所生活事業所

(介護予防) 短期入所生活介護

重要事項説明書

(いちいの園短期入所生活介護事業所)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 施設経営法人 | 9. 利用者負担金 |
| 2. ご利用事業所 | 10. 利用料の支払い方法について |
| 3. ご利用事業所で実施する事業 | 11. 非常災害時の対策 |
| 4. 事業の目的と運営方針 | 12. 相談窓口・苦情対応 |
| 5. 事業所の概要 | 13. 協力医療機関 |
| 6. 職員体制 | 14. 事故発生時の対応 |
| 7. 職員の勤務構成 | 15. 留意事項 |
| 8. 事業所サービスの概要 | |

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵和福祉会
- (2) 法人所在地 網走郡美幌町字稲美 105 番地の 7
- (3) 代表者氏名 理 事 長 西澤 寛俊
- (4) 電話番号 0152-73-1215
- (5) FAX 番号 0152-73-1217
- (6) 設立年月日 平成 18 年 8 月 21 日

2. ご利用施設

- (1) 事業所の名称 社会福祉法人 恵和福祉会 いちいの園短期入所生活介護事業所
- (2) 事業所所在地 網走郡津別町字共和 25 番地 1
- (3) 管理者名 谷口 則幸
- (4) 電話番号 0152-76-3205
- (5) FAX 番号 0152-76-3501

3. ご利用施設で実施する事業

事業の種類		道知事の事業指定		定 員
		指定年月日	指定番号	
居宅	(介護予防) 短期入所生活介護	平成 26 年 3 月 7 日	オ保社第 4286 号	10 人
	(介護予防) 通所介護	平成 26 年 3 月 7 日	オ保社第 4287 号	30 人
施設	特別養護老人ホーム (従来型施設)	平成 26 年 3 月 7 日	オ保社第 4285 号	50 人
居宅介護支援事業所		平成 26 年 3 月 7 日	オ保社第 4288 号	

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

いちいの園短期入所生活介護事業所は、介護保険法令の定めるところにより、指定を受けた当事業所において、適切に各種サービスを提供します。

(2) 運営方針

- ・当事業所は、居宅サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるようにするとともに、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族

の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。

- ・当事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、その方の立場に立ったサービスを提供するとともに、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視し運営を行います。
- ・当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供機関と密接な連携に運営にあたります。

5. 事業所の概要

短期入所生活介護事業所及び併設施設等

短期入所生活介護事業所及び特別養護老人ホーム

敷地		14,068.05 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	延べ床面積	1,791.79 m ²
	併設施設 (利用定員)	○指定介護老人福祉施設の空床利用型 (短期入所生活介護) 定員 10 名 ○指定介護老人福祉施設 定員 50 名

(1) 居室 (空床型・併設型短期入所生活介護)

居室の種類	室数	面積	1人当たりの面積
2人部屋	6室	20.65 m ²	10.33 m ²
4人部屋	12室	33.04 m ²	8.26 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	備考
食堂	1室	72.79 m ²	
一般浴槽 特殊浴槽、脱衣室	1か所	91.00 m ²	
便所	2か所	19.60 m ²	
洗面設備	居室ごとに設置		
医務室	1か所	17.92 m ²	
静養室	1か所	20.92 m ²	
面会室	1か所	30.00 m ²	兼会議室
調理室	1か所	64.92 m ²	

洗濯室又は洗濯場	1 場所	26.92 m ²	
夜警員室	1 場所	8.36 m ²	
介護材料室	1 場所	14.45 m ²	

※食堂及び機能訓練室の指定基準は、居室 1 人あたり 3 m²

(3) 防災設備

設備名	箇所数等	設備名	箇所数等
スプリンクラー	あり	防火扉	あり
自動火災報知器	あり	屋内消火栓	あり
誘導灯	あり	非常通報装置	あり
ガス漏れ報知器	あり	漏電火災報知器	あり

※カーテンや寝具は、防災性能のあるものを使用しています。

6. 職員体制 (主たる職員)

職名	員数	常勤	配置基準	備考
施設長 (管理者)	1 名以上	1 名以上	1 名	従来型施設 兼務
事務員	1 名以上	1 名以上		従来型施設 兼務
生活相談員	1 名以上	1 名以上	1 名	従来型施設 兼務
介護支援専門員	1 名以上	1 名以上	1 名	従来型施設 兼務
管理栄養士	1 名以上	1 名以上	1 名	従来型施設 兼務
介護職員	常勤換算方法により 1 名以上配置		常勤換算方法により 1 名以上	従来型施設 兼務
看護職員				従来型施設、機能訓練指導員兼務 看護職員の配置基準は、常勤換算方法で 1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上	1 名以上		看護職員兼務
労務員	1 名以上	1 名以上		介護補助員 洗濯員 労務員
嘱託医師	1 名以上 (非常勤)			

主たる職員については、上記の配置基準の員数を最低限の配置数とします。

7. 職員の勤務構成

職種	勤務体制	
施設長	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
事務員	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
生活相談員	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
介護支援専門員	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	
管理栄養士	勤務時間帯 8:45~17:15 常勤	

介護職員	勤務時間帯 常勤 ① 07:00～15:30 ② 08:45～17:15 ③ 09:30～18:00 ④ 11:30～20:00 ⑤ 16:30～ ⑥ ~09:30	①早番 ②日A ③日B ④遅番 ⑤夜勤 ⑥明け
	勤務形態 常勤兼務 ⑦ 07:00～15:30 ⑧ 08:45～17:15 ⑨ 09:30～18:00 ⑩ 11:30～20:00 ⑪ 16:30～ ⑫ ~09:30	①早番 ②日A ③日B ④遅番 ⑤夜勤 ⑥明け
	勤務体系 非常勤 ⑬ 07:00～15:30 ⑭ 08:45～17:15 ⑮ 09:30～18:00 ⑯ 11:30～20:00 ⑰ 16:30～ ⑱ ~09:30	①早番 ②日A ③日B ④遅番 ⑤夜勤 ⑥明け
看護職員	勤務形態 常勤・非常勤 ① 07:00～15:30 ② 09:00～17:30	①早番 ②日勤
機能訓練指導員	勤務時間（看護職員の勤務時間に準ずる）	
労務員	勤務時間 ① 10:00～12:30 ② 9:00～15:30	①洗濯業務 ②介護補助員
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師により、必要の都度バイタル測定等を行い、健康管理に努めます。 ・緊急など必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、送迎について出来るだけ配慮します。 <p>（当施設の嘱託協力医療機関） 津 別 病 院</p>	

8. (介護予防) 指定短期入所生活介護施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

①食事

- ・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状態に配慮した食事を提供します。
 - ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- 食事時間 朝食 08:00～08:45 昼食 12:00～12:45 夕食 17:00～17:45

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ご利用者の意向や状態に合わせた入浴を行うように配慮します。
- ・寝たきりなどで座位が保てない方は、機械浴槽を用いての入浴が可能です。

③排泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④離床、着替え、整容等

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容・口腔保潔が行われるよう援助をします。
- ・シーツ交換は週1回行います。寝具が汚れた場合には、その都度清潔なものと交換します。
- ・ご利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するため、日常の生活動作を訓練としながら対応していきます。

⑥健康管理

- ・ご利用者の健康状態の確認等を行います。体調不良や変化があった場合には、速やかにご家族等へご連絡を行いますので、受診等の協力をお願いします。
- ・体調不良等で受診する際には、原則ご家族等での対応となります。

⑦相談及び援助

- ・当事業所は、ご利用者及びそのご家族からの相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
- ・ご利用者の短期入所生活介護サービス計画が作成される間についても、当然ご利用者がその有する能力に応じて、自律した日常生活が送れるよう適切な各種介護サービスを提供します。

⑧生活上の便宜

- ・当事業所では、テレビ・新聞等必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜、レクリエーション行事等を企画します。

(2) 介護保険給付外サービス

○サービスの種類

①理容について

- ・当事業所では、町内理髪店の出張による理容サービスをご希望によりご利用いただけます。※利用料金：理容店の定めた額

②レクリエーション・クラブ活動

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。その際に係る費用については、実費負担となります。(材料代等の実費)

③謄写物交付

- ・ご利用者の短期入所サービスの提供に関する記録閲覧・謄写を求めた場合には、原則として身元引受人に対しては、ご入居者の承諾及びその他必要と認められた場合に限り、これに応じます。

※ 謄写物交付に係る費用 実費相当額 (A4 サイズ用紙 1 枚 : 10 円)

④その他

- ・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものについて、その費用をご負担いただきます。
- ・一般的な福祉用具や紙オムツ等は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。但し、事業所が指定したものに限りです。なお、ご利用者が自ら希望されるオムツ等や専用の福祉用具につきましては、自己負担となります。
- ・クリーニング代金 (施設以外の依頼の分 : 実費)
- ・感染症等の予防接種又は予防薬等にかかる費用 (実費)

9. 利用者負担金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室、食事にかかる自己負担額の合計金額をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○短期入所生活介護費

【併設型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅱ）】

1日あたりの単価

	サービス利用自己負担額 (1割負担)	サービス利用自己負担額 (2割負担)	サービス利用自己負担額 (3割負担)
要支援1	451円	902円	1,353円
要支援2	561円	1,122円	1,683円
要介護1	603円	1,206円	1,809円
要介護2	672円	1,344円	2,016円
要介護3	745円	1,490円	2,235円
要介護4	815円	1,630円	2,445円
要介護5	884円	1,768円	2,652円

○介護保険の加算料金

本人負担額：1割分

※(2割分・3割分)

介護保険加算	加算額	加算要件等
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22(44・66)円/日	介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置している場合に対する加算
看護体制加算（Ⅰ） ※要介護者のみ	4(8・12)円/日	常勤の看護師を1名以上配置している。（空床利用時）
看護体制加算（Ⅲ） ※要介護者のみ	6(12・18)円/日	上記の基準を満たす他に1名以上看護師を多く配置し、尚且、施設又は医療機関と24時間体制で連絡体制を確保している場合。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ ※要介護者のみ	13(26・39)円/日	深夜の時間のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯において人員配置基準より1人以上多く看護・介護職員を配置されていること。
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ ※要介護者のみ	15(30・45)円/日	上記の（Ⅰ）ロの基準を満たす他に、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引の実施が出来る介護職員を配置していること。

療養食加算 イ	8(16・24)円/食	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食が提供されていること。
送迎加算	184(386・552)円/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間に送迎を行う場合の加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月間に利用した利用料金（介護保険合計）の14%	介護職員処遇改善計画書の作成等、厚生労働大臣が定める要件に適合している場合に、事業ごとに決められた割合に基づき算出した額が加算
看取り連携体制加算	64単位/日	<p>① 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している事。</p> <p>② 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している事。</p> <p>○看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている事。</p>
口腔連携強化加算	50単位/回	<p>○事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価の実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。</p> <p>○事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談に対する体制を確保し、その旨を文章等で取り決めている事。</p>

緊急短期入所受入加算（予防を除く）	90(180・270)円/日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急の短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。介護を行った日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として加算
認知症専門ケア加算	3(6・9)円/日	厚生労働大臣が定める認知症に関する専門研修を終了した職員を一定数配置
生活機能向上連携加算Ⅰ	100(200・300)円/月	訪問リハ・通所リハを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が当該施設を訪問し、当該施設の職員と共同で個別訓練機能計画を作成し当該施設の職員が協働して機能訓練を実施した場合。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200(400・600)円/月	

※送迎加算、療養食加算については、実施した際に算定となります。なお通常の送迎区域については、津別町・美幌町区域となります。

※サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

交付された介護保険負担割合証により、自己負担額が1割又は2割又は3割になります。原則30日までの連続利用となり、30日を超える際には全額自己負担(10割)となります。

○滞在費・食費（介護保険給付対象外）

滞在費・食費は、所得・課税状況に応じて料金が異なります。(1日の料金です)

【滞在費】(多床室)

1日あたりの単価

段階区分	標準負担額	第3段階	第2段階	第1段階
滞在費	915円	430円	430円	0円

※上記費用は、従来型介護老人福祉施設の空床利用した場合にかかる滞在費となります。

※滞在費(多床室)の標準負担額が915円となっておりますが、上限がないため、第4段階以上の対象者の方については、当事業所では1日915円の費用がかかります。

※滞在費については、ご利用者が介護保険負担限度額認定証やその他の減免を受け、該当されている場合は、その認定に基づく支払いを受けるものとします。

【食費】

1日にかかる食費となります

段階区分	標準負担額	第3段階(2)	第3段階(1)	第2段階	第1段階
食事の負担額	1,500円	1,300円	1,000円	600円	300円

※食費標準費用額内訳 朝食 388円 昼食 563円 夕食 549円

※食費については、ご利用者が介護保険負担限度額認定証やその他の減免を受け、該当されている場合は、その認定に基づく支払いを受けるものとします。

【利用者の選定により提供するもの ※介護保険給付対象外】

内 容	料 金
理美容代	利用した理美容室の定めた額
レクリエーション代	利用者様が希望・選択したレクリエーションの材料費代 や外出行事等の入館料等
感染症等の予防ワクチン又は 予防薬等	実 費

10. 利用料の支払い方法について

- ・利用料等につきましては、当該月の利用料分を末日で締め、翌日の10日前後に請求書を送付いたしますので、送付月の25日（ゆうちょ銀行は26日）に原則以下の金融機関口座からの利用料引き落としによりお支払いいただきます。

利用料引き落とし 金融機関	①北見信用金庫 ②網走信用金庫 ③津別町農協本所 ④ゆうちょ銀行
------------------	-------------------------------------

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームいちいの園防災計画」により対応します。
近隣協力関係	共和第3自治会と非常時の応援を約束しています。
避難訓練等	別途定める「特別養護老人ホームいちいの園防災計画」により、年2回、夜間及び日中を想定した避難訓練を実施します。
消防計画等	消防署への届出日：令和3年4月1日 防火管理者：谷口則幸

12. 相談窓口・苦情対応

- ☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設のご利用相談室	窓口担当者：生活相談員 ご 利 用 日：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） ご利用時間：08:45～17:15 ご利用方法：電話 0152-76-3205 来所又は意見箱（事務所窓口横に設置）
------------	---

☆公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

津別町役場保健福祉課 介護福祉グループ担当	所在地：網走郡津別町字幸町 41 番地 電話番号：0152-76-2151 FAX 番号：0152-76-2976 対応時間：09:00～17:00（土日、祝祭日、年末年始は除く）
北海道国民健康保険団 体連合会	所在地：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階 電話番号：011-231-5161 FAX 番号：011-233-2178 対応時間：09:00～17:00（土日、祝祭日、年末年始は除く）
北海道福祉サービス運 営適正化委員会	所在地：札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道社会福祉総合センター（かでる 2・7）5 階 電話番号：011-204-6310 FAX 番号：011-204-6311 対応時間：09:00～17:00（土日、祝祭日、年末年始は除く） FAX、電子メールは 24 時間受け付けております。

1 3. 第三者評価の有無 有 ・ 無

1 4. 協力医療機関

名称	丸玉産業㈱ 津別病院
病院長名	日下 貴文
所在地	網走郡津別町字幸町 61 番地
電話番号	0152-76-2121
診療科目	外科・内科・歯科
入院設備	有り
救急指定	あり
協力内容	入所者の病状に急変のあった場合には、密接な連携のもと迅速に対応します。

1 4. 事故発生時の対応

- ・短期入所サービスの提供にあたって、ご利用者に万が一事故が発生した場合は、家族又は身元引受人及び津別町・関係機関に連絡を行うとともに、速やかに誠意を持って対応します。
- ・短期入所サービス提供中に、ご利用者の病状等に急変が生じた場合は、速やかに家族又は身元引受人に連絡し、必要な措置を講じます。

15. 留意事項

①面会について

- ・ご利用者の方への面会については、面会時間を遵守し、必ずその都度職員にお知らせ下さい。面会時間 09：30～16：00
この時間以外の面会は正面玄関にインターホンがありますので、そちらで職員に要件を伝えてください。
- ・ご利用者の状態等により面会制限する場合もございます。（遠方在住の方は、事前にご連絡をされてから、面会に来る事をお勧めします。）

②受診について

- ・ご利用者が体調不良等で受診を必要とした場合は、原則ご家族等の対応となりますので、ご協力をお願いします。

③備品等の取り扱い

- ・事業所内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用、使用により破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。

④喫煙・飲酒について

- ・事業所内は全館禁煙となっております。
- ・飲酒については、適量にて対応できる方については、ご相談に応じます。居室での飲酒はできません。（事業所で管理します。）

⑤食べ物等の持ち込みについて

- ・食べ物類を持ち込まれる場合には、他利用者に配ったりする事は禁止しています。ご利用者同士で食べ物類のやりとりを確認した場合には、事業所にて管理や制限をする場合があります。
- ・事業所内にて食べ物等を摂取される方については、事前にご利用者の病状・身体状態等を職員及び各担当介護支援専門員等と確認・相談等を行ってから、食べ物等の持ち込まれるかの判断をしていただくようお願いいたします。
- ・季節によっては、食べ物等の持ち込みを制限する場合があります。

⑥迷惑行為等

- ・騒音等他者の迷惑になる行為は、ご遠慮ねがいます。また、むやみに他利用者の居室等への出入りは行わないでください。

⑦所持金品の管理

- ・ご使用になる身の回りの品は、ご自身で管理をお願いします。

- ・現金の管理は、自己管理できる方に限らせていただきます。自己管理される方で、現金等を紛失した際には、責任は負いかねます。

⑧宗教活動

- ・事業所内で他利用者等に対する宗教活動及び政治活動、営利活動はご遠慮ください。

⑨動物飼育等

- ・事業所内でのペット等の飼育は禁止となります。

⑩居室の使用について

- ・居室には、ベッド（寝具一式）及び整理タンスを設置しています。（使用料無料）
- ・その他、生活に必要な家具等については、ご利用者の生活や介護の妨げにならない程度でお持ち込みください。ご相談の上、持ち込まれる事をお勧めします。
- ・居室内の家具等の持ち込みについては、ご家族等で対応をお願いします。（利用前日等に荷物や家具類のお預かり、搬出入の手伝いなどはおこなっておりません。）
- ・居室内の改造は原則禁止です。利用中に破損、改造等された場合には、確認時に速やかに修復していただきます。（修復費用がかかります。）

1 6. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

1 7. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

18. ハラスメントについて

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

19. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

いちいの園短期入所生活介護事業所 サービス利用同意書

(介護予防) 指定短期入所生活介護サービスを利用するにあたり、(介護予防) 指定短期入所生活介護利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

私は、本書面に基づいて、社会福祉法人恵和福祉会 いちいの園短期入所生活介護事業所の職員、職名 生活相談員 氏名 から、利用約款と重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

令和 年 月 日

ご利用者様

ふりがな
氏名 _____ 印

住所 _____

電話 _____

身元引受人及び連帯保証人

ふりがな
氏名 _____ 印

住所 _____

電話① _____ 電話② _____

請求書及び領収書等の送付先 (□上記の身元引受人と同じ)

ふりがな
氏名 _____ (続柄 _____)

住所 _____

電話① _____ 電話② _____

事業所 住所 : 網走郡津別町字共和 25 番地 1
名前 : 社会福祉法人恵和福祉会
(介護予防)いちいの園短期入所生活介護事業所 印
電話 : (0152) - 76 - 3205